

# BTMU Asia Weekly

BTMU アジア・ウィークリー

## 今週のヘッドライン

3 April 2013 / Vol.68

タイ	BOI 投資奨励制度変更、実施は来年初を目処に
タイ/ミャンマー	ダウエー開発推進の持株会社をタイ・ミャンマー両政府折半出資で設立へ
ベトナム	経済成長の伸び回復目指し 1%の利下げ実施
フィリピン	証券取引委員会が外資規制の改正案を修正/インフラ整備に日本が 540 億円の円借款供与
インド	ハリヤナ州政府、車両取得税引上げ/連立政権の一角が政権離脱も改革断行~財務相

## 【政治・経済トピックス】

### ◎タイ

#### ◆BOI投資奨励制度変更、実施は来年初を目処に

タイ投資委員会(BOI)のウドム長官は、3月28日にバンコクで開かれた講演会で、先頃実施の延期が表明されていた投資奨励制度の変更時期について、「最終案を6月までに纏め、来年1月から導入する」との方針を明らかにした。

BOIは今年1月に、従来の「労働集約型産業」から「クリーンで創造的な高付加価値産業」に投資誘致の重心を移し「奨励業種の大幅見直し」と「ゾーン制廃止」を柱とする投資奨励制度改正の草案を発表。3月中に内容を確定した上で今年半ばの実施を目指していたが、大きな影響を受ける業種や地方から反対意見が続出したことから、先頃「実施延期」が表明された。その際、新たな実施時期が明言されなかったことから、一部に「無期限延期」との報道や「ゾーン制の廃止が見直される」との見方も出ていたが、今回ウドム長官は、投資恩典対象業種の見直しや、地方の遠隔地ほど恩典が厚い「ゾーン制」を廃止するといった基本方針には変更が無いことを強調した。

#### ☑ポイント

- ・ 制度変更の実施が、当初の予定から半年間延期されることになったものの、投資奨励制度見直しの基本方針は不変とのウドム長官の発言により、産業構造の改革を通じて「中進国の罟」回避を目指すBOIの決意が改めて示される形となった。
- ・ 但し、奨励業種の見直しにより恩典対象から外れることになる企業や、ゾーン制廃止により投資減退が懸念される地方の反発は根強く、新制度の詳細確定までには紆余曲折が予想される。

### ◎タイ/ミャンマー

#### ◆ダウエー開発推進の持株会社をタイ・ミャンマー両政府折半出資で設立へ

28日に複数のメディアが報じたところによると、タイ国家社会経済開発委員会(NESDB)のチャンウィット副事務局長は、タイ・ミャンマー政府が協力するミャンマーのダウエー経済特区・深海港開発計画を推進するための、特別目的事業体(SPV)設立について、両国政府の折半出資として、5月にミャンマーで開催される共同閣僚会議(JHC)で設立に関わる覚書を締結する予定であることを明らかにした。NESDBは今年1月、下院の経済開発委員会で、ダウエー開発事業費としてタイ~ミャンマーの運輸インフラ整備を含め合計で3,200億バーツ(≒1兆円)の資金が必要と試算している。

☑ ポイント

- ・ ダウエー地域の開発は、2010年11月にタイのゼネコン最大手イタリアン・タイ・デベロップメント社 (ITD) がミャンマー政府から75年間に亘るプロジェクトを受注したが、当初10年間で580億ドル (≒5兆1,040億円) とも言われる巨額の必要資金調達に行き詰まり進捗が停滞。その後、タイ政府が昨年12月にテコ入れを表明し、ミャンマー政府との間で「両国政府に第三国を加えた官民出資の特別目的事業体 (SPV) を設立する」ことで合意していたが、両国政府は SPV 設立までに第三国の出資を取付けることが困難と判断したものと見られる。尚、チャンウィット NESDB 副事務局長は、SPV 設立後も (日本を念頭に) 第三国に出資を呼びかけていく意向を表明している。
- ・ 同計画に関し、日本・メコン地域諸国首脳会議で来日したミャンマーのテインセイン大統領から野田首相 (当時) が、ダウエー開発の資金支援を含む日本の協力を打診された他、1月に安倍首相がタイを公式訪問した際にも、インラック首相から同計画への支援要請を受けている。日本政府は現在ヤンゴン近郊のティラワ経済特区開発に注力しており、ダウエー開発については、経産省が2020年までのマスタープラン実現性調査等の支援を行っているものの、現時点で資金支援の有無について具体的な発表はない。
- ・ ただ、安倍首相が就任後逸早く東南アジア諸国との経済及び安全保障面での関係強化を図っていることや、日本企業のインフラ輸出推進の観点から、ダウエー開発計画に対する日本の積極的な支援を期待する声もある。

◎ベトナム

◆経済成長の伸び回復目指し1%の利下げ実施

ベトナム国家銀行 (SBV = 中央銀行) は 26 日、主要な政策金利であるリファイナンス・レート並びにディスカウント・レートをそれぞれ 9%→8%、7%→6% に 1% 引下げた。本年第 1 四半期の実質 GDP 成長率が、前年同期比 +4.89% と前年の同 +4.75% から改善を示しているものの、緩やかな回復に止まっていることから、成長力の加速を狙ったもの。SBV による利下げは、昨年 3 月以降 7 回目で、引下げ幅の合計は 7% となった。

☑ ポイント

- ・ 2011 年に市場の安定と持続的な経済成長の実現を政策目標の柱に据えたズン首相は、昨年までに貿易収支の改善等を通じ輸入インフレの沈静化、ベトナム・ドン為替資金市場の安定、外貨準備高の回復等に成果を上げており、中銀は利下げを実施しても、インフレ圧力や為替市場にベトナム・ドン売りが強まる懸念が低いと判断したものと見られる。
- ・ 一方、国内の銀行は不良債権処理の遅れから融資に慎重な姿勢を崩しておらず、昨年 3 月以降の SBV による断続的な政策金利引下げにより市場金利が大きく低下しているにも拘わらず、銀行貸出残高は伸び悩んでいる。このため、今回の利下げについても「景気浮揚効果は限定的」との声も聞かれる。
- ・ ベトナム経済が力強い成長力を取戻すには、企業の設備投資等に十分な資金が行き渡ることが必要であり、金融セクターにおける不良債権処理の加速が求められている。

## ◎フィリピン

### ◆証券取引委員会が外資規制の改正案を修正

3月25日、フィリピン証券取引委員会(SEC)は、昨年11月に公布した外資規制改正案の内容を一部緩和する修正案をウェブサイトで公布した。

フィリピンでは公益企業や不動産業に対する外国人(企業)は外資規制(外資上限40%)が定められているが、外資比率算定の対象となる株式の種類については詳細が明示されていなかった。そのため、これらの業種に出資する外国人(企業)株主が、議決権のある株式の過半数を保有して経営の実権を握る一方、優先株をフィリピン人(企業)株主に保有させることで株式全体に対する外資の比率を40%以下に抑え、規制をクリアしているケースがあった。こうした手法に対しては、「外資規制を形骸化させる」として従来から批判があったが、昨年10月に同様の手法で議決権ベースの外資比率が64%に達していた通信最大手フィリピン長距離電話(PLDT)のケースについて、最高裁が「議決権の有る株式の外資比率が上限以内でなければならない」として違憲判決を下した。

この判決を受け、証券取引委員会(SEC)は昨年11月5日に、外資比率の算定基準を厳格化する外資規制改正案を公布したが、内外の投資家らが「外国資本の国外流出に繋がる」として反発していた。

今回修正された改正案は、「優先株ベースの外資比率は上限を超えるが、議決権ベース及び全株式ベースでは上限以内」というケースが認められる点で前回の改正案と比べて若干の緩和となっているが、上述のような優先株を用いた手法で外資規制をクリアすることは認められない点、並びに現在規制を満たしていない企業は5年以内の対応が求められる点は前回と不変(改正案の概要は下表の通り)。

	従前	昨年11月5日公布の改正案	本年3月25日公布の改正案
外資比率算定に関わる株式種類の株式	詳細定義なし	株式種類別の外資比率が、それぞれ上限以内でなければならない(※1)	以下a)及びb)の両方を満たさなければならない a) 議決権のある株式の外資比率が上限以内 b) 全株式合算の外資比率が上限以内(※2)
規制を満たしていない企業の対応		5年以内に外資比率を上限以内に引下げなければならない	同左

※1: (議決権のある)普通株は普通株だけで、(議決権の無い)優先株は優先株だけで別個に算出した比率がそれぞれ上限以内でなければならない  
※2: 議決権の有無に関わらず発行済み株式全体が対象

### ☑ポイント

- フィリピンに進出している日系企業の多くは、製造業を中心に外資100%出資が認められる業種であるため、規制改正による影響は限定的と見られる。但し、工場用地取得を目的として設立される土地保有会社関連等、規制業種における内資合弁で、優先株等を利用した手法により議決権ベースで外資上限を超えている場合は、対応が必要となる。

### ◆インフラ整備に日本が540億円の円借款供与

国際協力機構(JICA)はフィリピンのインフラ整備事業に総額540億3,400万円を上限とする円借款供与を決定し、3月27日にフィリピン政府との間で契約書に調印した。

当該円借款の対象は、①マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張、②新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業。いずれもアキノ政権が推進する官民連携(PPP)スキームによるインフラ整備案件で、日本企業の入札参加などを前提とするSREP(本邦技術活用条件)の対象。

入札補助や施工管理等のコンサルティング・サービスは4月中に、また本体工事に関わる最初の国際競争入札の調達パッケージは本年9~10月に公告される予定。

☑ ポイント

- ・ フィリピンでは省エネ車輛や運行管理をはじめとする日本の鉄道関連技術に対する評価が高く、マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張事業では総合商社や車輛製造等の大手日系企業が受注獲得を目指している。一方、新ボホール空港建設事業も、土砂の流出を防止する工法や、太陽光発電システム等の日本の高度な環境対策技術に期待が寄せられている。

◎インド

◆ハリヤナ州政府、車両取得税引上げ

(単位:ルピー)

3月30日付け地元メディアの報道によると、北部ハリヤナ州政府は3月29日、自家用二輪・四輪の車輛取得税率引上げを承認した。これにより税率は右表の通りとなる。

同州政府は、今回の改定は「自家用車両の取得に関する税体系統一が必要」との道路・交通省の意向に添ったものとしている。

	変更前		変更後	
	販売価格	税率	販売価格	税率
二輪	～ 6万	2%	～ 2万	2%
	6万～ 40万	4%	2万～ 6万	4%
	40万～	5%	6万～ 20万	6%
四輪	～ 50万	2%	～ 60万	3%
	50万～100万	4%	60万～100万	6%
	100万～200万	6%	100万～200万	8%
	200万～	8%	200万～	9%

☑ ポイント

- ・ パンジャブ州では昨年同様の車輛取得税引き上げが実施され、四輪車の最低税率は6%となっているほか、チャンディーガル市でも税率引上げが検討されている。
- ・ ハリヤナ州政府は、今回の税率改定後も同州の車輛取得税は他地域に比べて低いとしているが、足下インド経済の成長率が鈍化する中、自動車販売が低迷していることから、税率引上げにより販売低迷が長引くとの懸念もある。

◆連立政権の一角が政権離脱も改革断行～財務相

来日中のインドのチダムバラム財務相は1日、東京都内で開かれた記者会見で、連立与党の一角ドラビダ進歩同盟(DMK)が先月19日に政権を離脱したことに関し、「我々は、今後も改革を断行していく」と強調した。また経済面については、「2012年度(2012年4月～2013年3月)の国内総生産(GDP)伸び率は5～5.5%(推定値)と低迷したものの、2013年度は改革と製造業の挺入れで、6.1～6.7%の成長を目指す」と述べるとともに、「財政赤字を対GDP比で年間約0.6%ずつ削減し、2016年度には3%にまで低下させる」との目標を掲げた。

☑ ポイント

- ・ 南部のタミルナド州を地盤とするDMKは、下院で18議席を有している。スリランカ内戦の戦争犯罪を巡る米国主導の国連決議案に対し、少数民族タミル人の保護に対するインド政府の姿勢が弱腰であるとして、連立政権から離脱している。
- ・ シン首相率いる国民会議派は、他の2地域政党から支援を取付けることで政権を維持しており、チダムバラム財務相も「改革が危険に陥ることはまったくない」と強調しているが、与党の政権運営は、一段と難しい舵取りを求められることになろう。

## 【日系企業動向】

### ◎最近プレスリリースされた主な新規進出・増設等の案件

進出先	親会社	現地法人(資本金)	所在地	主要業務
インド	本田技研工業株式会社(グループ100%) *既存工場敷地内に四輪完成車ライン新設(投資額=4.6億米ドル)	Honda Cars India Ltd.(タブカラ工場) (資本金77億ルピー)	ラジャスタン州タブカラ	四輪車の製造・販売
インドネシア	味の素株式会社 *既存インドネシア現法が新工場を建設(投資額=約9億円)	P.T. Ajinomoto Indonesia	ジャワ島西部 カラワン工業団地内	液体調味料の製造
タイ	ホッカンホールディングス株式会社(100%子会社経由)	HOKKAN THAI Co., LTD. (資本金1,500万バーツ)	バンコク	各種金属容器の製造販売
タイ	住友軽金属工業株式会社	Sumikei (Thailand) Co.,Ltd. (資本金1億バーツ)	バンコク	空調用オールアルミ熱交換器等の販売

(企業のウェブページ等で公開されている案件。すべての日系企業動向を網羅していない点、ご了承下さい)

## 【先週の市場動向と今週の主な予定】

### ◎アジア各国通貨市場、先週の動向と今週の予想

アジア通貨市場の動向については、弊行レポート(BTMU Emerging FX Weekly)をご参照下さい。

下記リンク先の PDF ファイル『通貨週報(4/1)』が今週号になります。

- [BTMU Emerging FX Weekly \(4月1日号\)](#)

※本資料は信頼できると思われる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその信頼性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザーフィーの受入れ等を目的としたものではありません。投資・売買に関する最終決定はお客様ご自身でなされますよう、お願い申し上げます。

(編集・発行) 三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部

教育・情報室 橋本 隆城

E-Mail: [takaki\\_hashimoto@mufg.jp](mailto:takaki_hashimoto@mufg.jp)

Tel 03-6259-6311